Table Control Of Con

~ 目次 ~

税理士上田のご挨拶

上田税理士事務所 事務所通信2月号

税理士上田のご挨拶

... _____.

旬の話題

お客様訪問日記

Surplus~サープラス~

お仕事仲間

ほっと一息

南船場から

編集後記

~同封物~

『中小企業経営力強化支援 法に基づ〈経営革新等支援 機関に認定されました!!』

「平成25年度税制大綱」について

皆様、こんにちは。平成25年も、2月に入り、まだ余寒が続いておりますが、風邪など召されないよう、 ご自愛ください。

さて、先月の24日に自民党の税制大綱が発表され、29日には、閣議決定されました。新聞、ニュースなどでも大き〈取り上げられておりますので、ご存知の方が多いかと思いますが、今月は、「平成25年度税制大綱」について、改めて、お知らせしたいと思います。

主な項目を見て見ますと以下のような内容です。

個人所得税関係

- (ア)課税所得4,000万円以上の税率 40% 45%へ(平成27年分より)【増税】
- (イ)住宅借入金等特別控除の拡充 最大200万円 400万円(平成26年4月より)【減税】

資産税関係

- (ア)相続税基礎控除額引縮小(現行の6割)・資産6億円超の最高税率引上げ50% 55%【増税】
- (イ)事業承継税制の適用条件緩和【減税】
- (ウ)教育資金の1,500万円までの非課税贈与【減税】

法人税関係

- (ア)給与アップ・雇用創出した場合の税額控除【減税】
- (イ)交際費の損金参入の特例 600万円 800万円(10%のカットなし)【減税】

その他

(ア)領収書の印紙税 現行3万円 5万円未満非課税【減税】

税金の改革は、経済・消費に大きな影響があります。安倍内閣は、「強い経済」を取り戻すことを最優先にあげていますので、大いに期待し、今回の税制改革の内容には、関心を持って待っていました。結果、初年度2,360億円 平年1,520億円の「減税」となっており、一部の増税はありますが、トータルは、減税となっています。増税4・減税6という感覚でしょうか。

積極的な活用が難しい項目もありますが、「交際費の非課税枠の拡大」などは、皆さんの経営環境にとって、なにかと良い影響が出るのではと期待しています。

御社に影響がある項目に関しましては、担当者にお尋ねください。詳しくご説明させていただきます。 ご一緒に、強い会社を作ってまいりましょう!

参照:「財務省 平成25年度税制大綱」

平成25年2月4日(月)立春 税理士 上田 兵二

旬の話題

~確定申告のご案内 Part2~

編集担当:小長野 裕基

今月の旬の話題は、確定申告をすることにより、税金が還付される場合をご案内させて頂きます。

まず、給与をもらっており、会社で年末調整を行った従業員の方でも、対象となる特定の国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し寄附をした場合【寄付金控除】や、一緒に暮らしている家族の医療費が年間10万円を超える場合【医療費控除】、自然災害や盗難で住宅や家財に損害があった場合【雑損控除】は、確定申告をすれば税金が還付されます。

また、年内に退職をし、年末までに就職しておらず、年末調整をしていない方も還付を受けられます。そして、退職金を受け取った場合は、他の所得の合計額から、全ての所得控除金額を差し引くと赤字になる時や退職の際に、「退職所得の受給に関する申告書」を提出せず、税率20%で源泉徴収され、その徴収額が正規の税額を超えている方は税金が戻ってくる可能性があります。

その他にも、株などの配当所得や原稿料などがある場合で、年間の所得が一定額以下の方や、所得が国民年金や厚生年金等の年金の所得のみの方で、医療費や社会保険料の控除がある場合、予定納税をしている方で、確定申告の必要がない場合なども、確定申告をすると、税金が還付されます。

参照: 国税庁HP「確定申告をすれば税金が戻る方」 http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2012/

お客様訪問日記

今回のお客様は 株式会社 西日本出版社 様です

ご協力ありがとうございました!【巡回監査担当 : 吉田 公彦】

皆様、こんにちは。今回のお客様訪問日記は、吉田が担当させていただいておりま す西日本出版社様をご紹介します。

西日本出版社様は、グルメ雑誌や街歩きガイドなどを多数出版していらっしゃいます。内山正之社長に出版にかける思いをお聞きしました。

内山社長はより平和で平等で民主的な社会の実現に貢献したいとの志から出版社への就職されました。出版社の魅力はテレビや新聞に比べて、企業規模が小さくてもできるので、大衆迎合的な記事や、権力におもねったものづくりをする必要がないと感じておられました。ところが、就職してみると、売れる企画しか作れないなどの制約が多く、新入社員の時代から、自分でやるしかないと思っていたそうです。



内山社長(左から二番目)と西日本出版 社の皆さん

社会的使命のあるものや、後世に残す必要のあるものをつくりたいという強い思いで、42歳で当時勤めていた出版社を退職し、西日本出版社を立ち上げられました。

そして、東京の意見が日本の意見のようになっている中、西日本という地域に足場を置く人間の思いを全国に伝えたいと「本籍地のある本」というコンセプトのもと、「市民の目線で物事を見る」、「西日本という地域から世界を見る」という事を、事業を行う上で大切にされています。

西日本出版社様の 新 作 を ご 紹 介



向かって左

【タイトル】〈るり丹波·篠山 【発行年月日】2012年9月15日 【内容】おいしい食べ物、景色、歴史、 文化、芸術、丹波篠山の魅力満載ガイ ドブック

向かって右

【タイトル】福祉施設発!「こんなにかわいい)雑貨本

【発行年月日】2013年1月30日 【内容】福祉施設だからこそできる、スローでゆかいなものづくりの魅力が満載!

株式会社 西日本出版社

住所:大阪府吹田市南金田1-11-11 ハイツパルクシュトラーセ202号

電話:06-6338-3078 営業時間:10:00~17:00

休日: 土日祝日

URL:http://www.jimotonohon.com/

そんな個性的で、たくさんの人へ思いを伝えている西日本出版社の本を、いくつかご紹介させて頂きたいと思います。

【街歩きガイド「まるまる丹波篠山」:2009年発行】

以外に知られていない丹波篠山の魅力が満載のガイドブック。発行後、秋中心だったお客様が、春夏にも来るようになったそうです。

【瀬戸の島旅:2012年発行】

〈まな〈歩いて徹底取材した「島本」ガイドブック。この本が発行され、全国から女性のお客さんが増えたと、地元の商店のみなさんに喜んで頂いているそうです。

【「超麺通団」シリーズ】

讃岐うどんブームの火付け役である超麺通団の書籍。ここに書かれているエピソードは、 踊る大捜査線のスタッフが手掛けられた映画「UDON」になっています。

【マンガ遊訳 日本を読もう わかる古事記:2012年発行】

昨年末に発行され、内山社長の出身地である奈良県から古事記出版大賞、太安万侶賞を受賞された書籍です。

西日本出版社様の書籍は、全国の書店やインターネット書店、または西日本出版社様に直接注文していただいて購入することができます。気になる書籍がありましたら、是非、手に取ってみて下さい。

最後にこれからやってみたいことについてお聞きしました。

「ここまで、楽しい本を中心に作ってきましたが、行政の補助金のあり方を検証する本や、原発問題を扱った本など、より社会性のあるものも、西日本からの目線で出していきたいと思っています。このような本を出版することは、ある面非常に勇気の必要とされることですが、覚悟しながらやっていきたいと思います。」

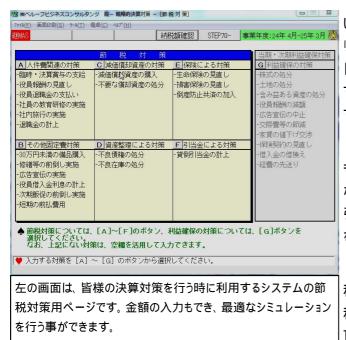
社長の熱意に負けないよう、これからも西日本出版社を全力で応援させていただきたい と思います。

Surplus サープラス

『決算対策 ~節税対策について~』

皆様は、「節税対策」と聞いて、どのようなものを思い浮かべますか?利益が出ている状態で決算を迎える場合、その利益に応じて税金を支払う事になる訳ですが、事前に対策と検討を進める事で、合理的な節税が可能になります。そこで今回は、節税のポイントに3つの視点からお伝えします。

まず、最初のポイントは、資金を動かす節税です。良〈耳にする備品の購入や倒産防止共済への掛金の支払い、各種保険の見直し等です。費用を計上し、利益を減らすというものです。



二つ目のポイントは、資金を動かさずに、実際に確定している経費を、決算月に行うもので、未払金の計上などがあります。例えば、20日締め給料の会社の場合は、21~31日までの給料は未払計上にします。(役員報酬を除きます) 精算した上で経費に振り替えられないか再度、検討する必要があります。

そして三つ目も資金を動かさずに、将来のリスクに備える ものです。売掛金や未収金、貸付金等を、将来回収でき なかった時のために、一定の金額を損金算入できる貸倒 引当金繰入を計上する事ができます。ただし、色々な要件 を満たしている事が必要です。

この他にも、色々な節税対策があります。また、今回は節税についてお話しさせて頂きましたが、当事務所では、節税対策だけでなく、皆様に最適な決算対策を提案させて頂いております。

お仕事仲間♪

編集担当:有留 奈美

以前、当事務所が中小企業庁が認定する「認定経営革新等支援機関(以下、認定機関)」に認定された事をご紹介させて頂きました。今回は、認定された事により、皆様に適用される「経営力強化保証制度」についてご紹介させて頂きます。

この制度は、中小企業の資金調達にあたって、借入先の金融機関が認定機関と連携し、事業計画の策定等の経営支援を行い、中小企業の経営力の強化を図る事を目的として作られた制度です。

この制度の特徴は、認定機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗状況の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が減額(概ね 0.2%)されます。

つまり、金融機関および認定機関の支援を受けながら、自ら事業計画の策定や進捗報告を行う中小企業だ



※金融機関が認定経営革新等支援機関となる場合も想定



皆さん、こんにちは。2月号の「ほっと一息」は松丸が担当させて頂きます。

皆さんご存知の通り、1、2、3月は税理士事務所の超繁忙期となっています。仕事に遅れをとらない様に、せかせかと 頑張っています。明日も元気で働くためには、「ほっと一息」つく時が必要だと思います。

僕のほっと一息つ〈時は、料理を作っている時です。18歳の時に一人暮らしを始め、その時から食事は自分で用意し ています。昔は料理なんて億劫でしょうがなかったんですが、ここ数年は非常に楽しく感じ、趣味のようになっています。 僕の思う料理の楽しさを3つ挙げます。

1. レシピを考える楽しみ

基本的に冷蔵庫の中にある物は頭に入っています。その消費しなければならない順番も分かっています。食材をロス なく使え、美味しいものができるようにレシピを考えるのが楽しいです。

2.食材を選ぶ楽しみ

食料品売り場をぶらぶらするのが楽しいです。野菜売り場から魚売り場・肉売り場へとレシピをイメージしながら物色しま す。その時のお買い得食材をメニューに加える応用力が必要とされています。

3.調理をする楽しみ

食材をなるべく美味しく調理するために、ボリューム・スピード・タイミングに気を使います。しかも、限られた調理器具を 効率よく使うことも考慮しなければなりません。

とにかく、料理をすると適度に頭と体を使うため リフレッシュします。料理完成の時に調理器具 をすべて洗い終わる〈らい計算し尽〈して、料理 に挑むと爽快です。

そして、食事を美味しく頂き、ほっと一息つきま す。よし、また明日もがんばるぞ!!







茶わん蒸しにしましたっ!!

頂いた松茸を・・・

編集担当:岩岡 信介

今月は、岩岡が初めて「南船場から」を担当させて頂きます。

美味しいランチということで、以前の事務所通信にも掲載させて頂きました大阪市西区に あるフランス料理店ヴレ・ド・ヴレさんのランチをご紹介させて頂きます。

先日からランチメニューをがらりとリニューアルされ、値段は3,150円がひとつ、4,620円 がふたつの計3つのコースの中から選ぶことができます。

岩岡は、奮発をして4,620円のコースで魚とお肉の両方を選べるランチコースをオーダ ーさせて頂きました。前菜から始まって、ヒラメのポワレに牛テールの煮込み等々・・・夜の フルコースを感じさせる内容で、平日のランチでなければ、ワインも味わいながら頂きたい 内容で大満足でした。

ヴレ・ド・ヴレのお昼のランチは、夜のディナーとは、またひと味違うひと時を楽しめます。 土日は、ランチを目当てに来るお客様でいつも賑わっておられますので、是非、一度足 を運んでもらえたらと思います!



VRAI DE VRAI CHEZ HIRO

Address 大阪市西区新町1-24-8 マッセノース四ツ橋ビル1F

Tel 06-6535-7807

Lunch 11:30 ~ 14:00(last order14:00) Dinner 18:00 ~ 22:00(last order22:00)

close 月曜日

HP http://vrai.tyonmage.com/

編集担当:有留 奈美

先月、私の先輩である岩岡さんの36歳の誕生日に、スタッフ 全員でサプライズのお祝いをしました。

当日、朝一番に芋焼酎とスタッフ全員からの色紙をプレゼン トしました。本人の反応は、「このタイミング!?」なんて言って ましたが、内心とても嬉しかったんだとか・・・。

プレゼントの焼酎と色紙は、上田税理士事務所のFacebook にアップしています。Facebookをやっている方は、是非のぞき に来てくださいね。

UEDA

上田税理士事務所

〒542-0081 大阪市中央区南船場4-11-20 心斎橋アルテビル4階

06(6253)5885 FAX 06(6253)7557 Email info@zh-beruf.com

*毎月15日に、経営に役立つ情報満載のメルマガを配信していま す。ご希望の方は、ホームページからご登録頂〈か、巡回監査担当 者にご連絡下さい。

是非、ホームページもご覧〈ださい。http://www.zh-beruf.com

拝読いただきありがとうございました。